

東京駅までJR我孫子駅から約40分
都心から一番近い天然湖沼『手賀沼』

あびこ
我孫子市で
住宅を購入される方へ



てがぬまのうなぎさん©

住宅リフォーム補助金

のご案内

我孫子市では

- ①我孫子市外に住む40歳未満の方が
- ②取得した住宅をリフォームし定住※する場合… ※10年を超えて所有し居住

最大

60万円

の補助金を受け取れます

令和8年度の補助内容 NEW

区分	申請者の年齢 40歳未満	申請者の年齢 40歳以上
持家のリフォーム	対象経費の5% 上限7万円	対象経費の5% 上限7万円
市内持家以外からの 転居に伴うリ フォーム	対象経費の20% 上限30万円	
市外からの転入に 伴うリフォーム	対象経費の20% 上限60万円	

- ・千円未満切り捨て
- ・申請時に転居・転入済みの場合は、異動日から3月以内に申請した方。リフォーム後に転居・転入する場合は、市への実績報告までに異動する方。

主な補助要件

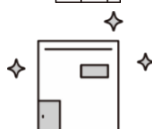
住宅の所有者(所有権登記済み)
10年を超えて定住する方
1世帯(ご夫婦)につき1回限り



持家、市内で転居する方
⇒市内の登録施工事業者による工事
市外から転入する方
⇒登録施工事業者以外でも可 NEW



居宅(戸建ての母屋、マンション専有部分)における、税込20万円以上の
対象リフォーム工事



外壁塗装 屋根工事 台所・浴室・トイレなど水回り
内装・ドアや襖などの建具 バリアフリー・断熱
増改築・間取りの変更 戸建ての耐震補強
沿道の危険なブロック塀の撤去・改修など

※市の他の補助制度との併用はご相談ください

幅広いリフォームにご利用ください!

こんな方におすすめです

- ✓ 自分たちの暮らしにあわせてリノベーションしたい方
- ✓ 希望するエリアに条件に合う更地(土地)がない方
- ✓ 新築住宅よりも割安な中古住宅を探している方
- ✓ フラット35の利用をご検討中の方▶裏面へ
- ✓ 相続したご実家をリフォームして住む方

詳しくはコチラから▶▶▶



市ホームページ

申請受付

令和9年2月10日(水)まで

- ※年度をまたぐ工事の申請はできません
- ※予算に達した場合は受付を終了します
- ※市からの交付決定を受けてから工事に着手するものが対象です

我孫子市住宅リフォーム補助金は…

市への定住及び市内住宅関連産業の活性化を図るため、所定のリフォーム工事を行い、市に定住する個人住宅の所有者の方に、工事費用の一部を補助する制度です。



補助要件 ※次の全てに該当すること

- 所有権の保存登記がされている、自己居住用の住宅のリフォームであること
- 補助金の交付を受けた日から10年を超える期間、定住（継続して居住）する方
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと（※申請者および配偶者の1世帯につき1回限り）
- 市税（市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していない方
- 税込20万円以上の対象工事であること
- 市からの交付決定を受けた後、リフォームに着手すること
- 市に登録している施工事業者による工事であること（転入者にあつては、登録施工事業者又は登録施工事業者以外の場合は、当該リフォーム工事の建設業許可を受けている者に行わせること）
- 今回申請する同一工事について、市の他の補助制度、助成制度を利用しないこと（工事箇所や工事内容を分けることで併用が可能です。同一工事について、重複申請ではないことが分かるように、見積書や図面をご用意のうえご相談ください。）

登録施工事業者リスト▶▶▶

市ホームページからダウンロードしていただきご覧ください



住宅リフォーム補助金

申請方法・手続きのながれ

1.市への交付申請

「住宅リフォーム補助金交付申請書」に見積書など必要書類を添えて、市の窓口にご提出ください

申請時に既にリフォーム工事の契約済みの方は、現地確認を行うので、申請時にご予約ください

⇒市から交付決定通知を送付(約2～3週間)

2.リフォーム工事～引き渡し・支払い

※市からの交付決定を受けてから工事に着手してください

工事写真(着手日、施工中、施工後)を下記3.実績報告時にご提出ください



3.市への完了実績報告 ※完了後30日以内

「住宅リフォーム補助金実績報告書」に工事写真など必要書類を添えて、市の窓口にご提出ください

工事内容の変更や中止があった場合は、「(変更・中止)届出書」もご提出ください

⇒市から交付確定通知を送付(約2～3週間)

4.補助金の請求・受け取り

市からの交付確定通知に同封の「請求書」を記入し、市にご提出ください

⇒市から銀行口座に振込(約3週間)

転入・転居に伴う必要書類

- (申請時に市外在住の方) 現住所の自治体で発行された世帯全員分の住民票の写し
- (所有権の移転登記完了前に申請したい方) 理由書(任意様式)及び法務局の登記申請受付票等の写し(個別にご相談ください)
- (40歳未満で市内の持家以外から転居する方) 前住居の賃貸借契約書等の写し

リフォームのはじめ方もご相談ください!

住宅相談 無料/予約制

市では、住まいのリフォームや増改築について、地元の建築士や施工事業者で組織する「我孫子市住宅センター協議会」による対面の相談を実施しています

- 1組あたり50分/市役所東別館にて
- 原則、毎月第2金曜日(8月を除く)
- 月初めに下記まで電話でご予約ください



あびこに住み替え

我孫子に住み替えをご検討中の方へ先に移住した方の声をご紹介します
我孫子の魅力発信室のページ▶▶▶



リフォーム補助金を利用する方だけの特典!

フラット35【地域連携型】のご紹介

物件を購入し、住宅リフォーム補助金を利用すると、住宅金融支援機構が提供する「フラット35」の金利引き下げを受けられるメニューです

当初5年間
▲0.5%

2026.4月時点

子育てプラス(子どもの人数等に応じて金利を引下げ最大年▲1.0%)との併用ができます



- 対象
- ①子育て世帯に該当する方 又は
 - ②空き家バンク登録物件を購入する方

申込方法

市が証明書を発行します。住宅リフォーム補助金の申請に合わせて、別途「フラット35【地域連携型】利用申請書」をご提出ください。

フラット35
【地域連携型】



我孫子市
空き家バンク
登録物件

